

17 遺言者による申請書等の閲覧



申請書等の閲覧

遺言者は、次に掲げる申請又は届出（以下「**申請等**」と総称します。）をした場合において、**特別の事由があるとき**は、当該申請等をした遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該申請等に係る申請書若しくは届出書又はその添付書類（以下「**申請書等**」と総称します。）の**閲覧の請求をすることができます**（政令第10条第1項）。

- ◆ 遺言書の保管申請（法第4条第1項）
- ◆ 遺言者の住所等の変更の届出（政令第3条第1項）

「**申請書等**」には、遺言者の住所等の変更の届出を含みます。



撤回書等の閲覧

遺言者は、法第8条第1項の撤回をした場合において、**特別の事由があるとき**は当該撤回がされた遺言書保管所の遺言書保管官に対し、同条第2項の撤回書又はその添付書類（以下「**撤回書等**」と総称します。）の**閲覧の請求をすることができます**（政令第10条第2項）。



遺言者の出頭及び本人確認

代理人不可

遺言者が、**申請書等及び撤回書等の閲覧の請求をするときは**、遺言書保管所に**自ら出頭**して行わなければなりません。また、遺言書保管官は、**請求する者が本人であるかどうかの確認**をします（政令第10条第6項、法第5条、省令第13条）。

本人確認方法は次ページ参照

17 遺言者による申請書等の閲覧



遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

◆以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。



遺言書保管官は、書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないとされています（準則第17条）。

◆上記に掲げるもののほか、以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であること。
- 上記書類に氏名及び出生の年月日又は住所の記載があり、本人の写真が貼付されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして遺言書保管官が適当と認めるものであること。



請求書・書類の提出

申請書等及び撤回書等の閲覧の請求をしようとする者は、その旨を記載した請求書を遺言書保管官に提出しなければなりません（政令第10条第5項）。



詳細は次ページ参照

政令第10条第5項では、「法務省令で定める書類」の添付を要求していますが、現在のところ、添付書類を規定する省令の定めはありません。

17 遺言者による申請書等の閲覧



請求書の提出

様式は次ページ参照

請求書には、**次に掲げる事項**を記載しなければなりません(省令第3 1条(別記第7号様式))。

- ◆ 遺言者の氏名, 出生の年月日, 住所及び本籍 (外国人にあつては, 国籍)
- ◆ 遺言者の電話番号その他の連絡先
- ◆ 閲覧を請求する申請書等又は撤回書等
- ◆ **特別の事由**
- ◆ 手数料の額
- ◆ 請求の年月日
- ◆ 遺言書保管所の表示

虚偽の添付書類や成りすまし等によって保管の申請やその撤回, 記載事項の変更の届出がされたおそれがある場合などが想定されます。



手数料の納付

政令で定める額の**手数料金 1, 700円** (収入印紙) を「手数料納付用紙」に貼ってしなければなりません (政令第10条第7項, 法第12条第1項第2号, 省令第52条, 別記第12号様式)。



遺言者による申請書等及び撤回書等の閲覧の方法

申請書等及び撤回書等の閲覧は, 遺言書保管官又はその指定する**職員の面前**でさせることとなっています (省令第32条, 省令第22条)。

17 遺言者による申請書等の閲覧



請求書様式（遺言者用）

別記第7号様式

別記第7号様式（第31条第1項関係） 請求年月日 令和 年 月 日

請求先の遺言者保管所の名称 (地方)法務局

申請書等の閲覧の請求書(遺言者用)
【請求人欄】※請求人の氏名、住所等を記入してください。

請求人(遺言者)の氏名 姓
 姓
 姓
 名

請求人(遺言者)の出生年月日 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 年 月 日

請求人(遺言者)の住所 〒 -
 郵便番号
 市区町村
 番地
 建物名

請求人(遺言者)の住所 市区町村
 市区町村
 大字
 丁目
 番地

請求人(遺言者)のコード 市区・町名
(※)外題人の住所を記入してください。

請求人(遺言者)の電話番号
(※)ハイフン(-)は不要です。

7001 ページ数 1 /

1/2ページ

【請求対象の申請書等欄】※閲覧を請求する申請書等に係る遺言書の保管番号等を記入してください。
 また、該当するにはし印を記入してください。

遺言者保管所の名称 (地方)法務局

遺言書の保管番号 (※)遺言書の保管番号を記入してください(個位ある場合は全て記入してください。)
※延長上ある場合は、番号欄に記入してください。
 H - - -
 H - - -

請求対象の申請書等・届出書等・撤回書等の種別 保管申請書等 変更届出書等 撤回書等

閲覧を請求する特別の事由

手数料の額 円

請求人(遺言者)の署名又は記名押印

備考欄

保管申請書等, 変更届出書等, 撤回書等の選択をします。

7002 ページ数 2 /

2/2ページ